

# 大村市電子入札実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、大村市財務規則（昭和39年大村市規則第8号。以下「財務規則」という。）第110条の2第1項の規定に基づき、電子入札システム（市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）の実施に関し、財務規則、大村市条件付き一般競争入札制度要綱（平成17年大村市告示第155号の2。以下「制度要綱」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (対象となる建設工事)

第2条 電子入札の対象となる建設工事は、大村市条件付き一般競争入札制度要綱第2条に規定する対象工事とする。

## (入札の公告)

第3条 市長は、電子入札を実施する場合は、財務規則第105条第1項の規定による一般競争入札の公告において電子入札による入札と指定するものとする。

## (利用登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、あらかじめ電子署名及び認証業務に関する法律（平成14年法律第102号）第4条第1項の規定により、特定認証業務について主務大臣の認定を受けた者から、同法第2条第1項に規定する電子署名を取得し、かつ、電子入札システムを利用するための大村市の利用登録を行わなければならない。

2 前項の利用登録の内容に変更が生じたときは、直ちに当該利用登録の内容の変更を行わなければならない。

## (予定価格等の登録)

第5条 市長は、第3条の公告で指定した開札の日時及び場所において、財務規則第109条の規定により定められた予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

2 最低制限価格を定めたときは、当該価格を前項の予定価格とともに、電子入札システムに登録するものとする。

## (入札の方法)

第6条 入札参加者は、入札金額及びくじ番号を登録した入札書並びに入札金額の根拠となる工事費内訳書（以下単に「工事費内訳書」という。）を、電子入札システムにより公告で指定した日時までに市長に提出しなければならない。

2 入札参加者は、前項の規定により提出した入札書及び工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

3 入札は、入札書及び工事費内訳書の提出後においても、開札までの間、入札を辞退で

きるものとする。

(入札書の開札等)

- 第7条 市長は、開札を行う場合は、当該入札に係る入札参加者から1者以上を指名し、立ち合わせるものとする。ただし、市長が入札参加者を立ち合わせることに困難であると認めるときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項本文の規定により指名した入札参加者が開札に立ち会わないとき、又は同項ただし書に該当するときは、当該入札事務に関係のない市の職員1人以上を指名し、開札に立ち合わせるものとする。
- 3 前2項の規定により指名を受けた立会人は、立会人名簿に署名するものとする。
- 4 開札は、電子入札システムにより行うものとする。
- 5 制度要綱第11条に規定する落札予定者を決定したときは、電子入札システムにより、入札参加者に保留通知書を発行するものとする。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 工事費内訳書が添付されていないもの
- (2) 工事費内訳書の内容に著しく不備のあるもの
- (3) その他市長が明らかに不適正と認めるもの

(くじによる落札予定者の決定)

第9条 落札予定となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者があらかじめ登録したくじ番号に基づき電子入札システムにおいて、くじ引きを行い、落札予定者を決定するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行し、同日以後に条件付き一般競争入札の公告に付する建設工事について適用する。